

(タイトル)

## 「監査」の実施状況報告

(監査)

監査は定款に定められた監事 3 名により行われています。任期は 2 年で中小企業等協同組合法第 40 条第 5 項により組合の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案を監査します。

平成 30 年度の監事による監査は、平成 31 年 4 月 26 日に会計事務所立合の下で代表理事及び専務理事、事務局長等が対応しました。



監査風景